

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 委託業務名

横浜市青葉区の居住に関する魅力記事制作掲載業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

横浜市青葉区区政推進課

4 業務趣旨

青葉区に「住みたい」と感じ、選択してもらうために、「住む」につながる青葉区の魅力伝える記事を作成し、広く発信を行う。

5 広報媒体について

- (1) ターゲット層は、主に首都圏を中心とした市外30代の子育て世帯を含むものとする。
- (2) 選定する広報媒体は、受託者が発行する雑誌への掲載及び受託者が管理・運営するWEBサイトへの掲載を必須とし、両媒体の特性を生かした効果的な広報手法について提案すること。

6 委託内容

(1) 企画・運営

本業務説明資料に沿った企画を立案し、委託者と協議の上、決定・運営すること。また、雑誌とWEBサイトを活用した効果的な広報施策について企画・提案を行うこと。

(2) 居住に関する魅力記事制作業務

移住意欲の喚起につなげるための、横浜市青葉区で暮らす中で感じる魅力に関する記事を制作すること。制作する記事は、全体で1本以上とし、次のいずれかの内容とすること。各2,000～3,000字程度（例：写真込みでA4サイズ1～2ページ程度）とする。

ア 区内エリア紹介記事

区内の鉄道沿線もふまえた紹介記事を制作すること。なお、エリアは契約決定後、委託者と協議すること。

イ テーマ別記事

委託者やWEBサイト運用受託者と協議の上、決定したSEOキーワードを中心とした記事を制作すること。

(3) 記事制作について

- ・写真・画像については、撮り下ろしのほか、インフォグラフィックスの作成、画像の手配、取材対象者からの提供なども含め、全て受託者が用意するものとする。なお、必要に応じてストックフォトなどの使用も可とする。
- ・記事内容のファクトチェックや掲載の許可取りは受託者が行うものとする。
- ・記事内容は単なる施設や制度紹介ではなく、居住者や登場する記事のキーパーソンを通じて横浜市青葉区でのライフスタイルを訴求し、「横浜市青葉区で暮らす」ことへの好意的な意識変容をもたらせるようにすること。

(4) 成果物の納品

次の成果物を納品すること。(※納品方法及び形式は、委託者と協議すること)

ア 制作記事データ

イ 記事内で使用している画像データ (jpg 又は png 形式)

ウ 効果を示すレポートを作成し報告する。内容については、以下の内容など、委託者と協議し決定する。

- ・発行部数、PV 数、UU 数、平均滞在時間等、関連ページ遷移数等動向分析等

7 納品場所

横浜市青葉区区政推進課

8 業務管理体制

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者やWEBサイト運用受託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

(2) 業務計画書の作成

統括担当は契約後すみやかに本業務に係る全体スケジュール及び業務計画を委託者に提示し、承認を受けること。また、計画の進捗報告を適宜行い、適正かつ確実に業務遂行できるようスケジュールを管理すること。

(3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、本委託業務における進捗状況、経緯などは、委託者の求めに応じて提出できるようにしておくこと。

9 留意事項

- (1) 取材や撮影場所の選定・確保、制作、校正等に係る一切の調整及び許可申請等（公益目的の写真の転用・転載も含む）は受託者が行い、権利関係に問題が生じないようにす

ること。(ただし、本市の管理運営する公共施設を使用する際は、委託者から施設管理者に対して使用依頼を行うことは可能)

- (2) 提案の実施に係る人員や機材、消耗品、施設使用料等は受託者が手配すること。
- (3) 業務の中で取得した個人情報はずべて受託者が取扱い、「11 個人情報の保護」に応じた管理を行うこと。

10 著作権の処理

- (1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は委託者に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないことを原則とする。
- (2) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本件に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、原則、受託者からの事前の承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 青葉区 WEB サイトへの記事公開後は、原則、期間の制限なく掲載する。その旨を取材、撮影を行う被写体となった人物・団体・施設等に許可申請を行い、権利関係に問題ないようにすること。
- (6) (1)～(5)に関わらず、両者合意のもと、指定する部分についての双方の著作物の取扱い及びその取扱いが有効となる期間を委託者と受託者で調整の上決定することができるものとする。

11 個人情報の保護

個人情報の取り扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報取扱特記事項第 2 条第 4 項に基づき安全管理措置報告書（第 1 号様式）を提出するとともに、同特記事項第 10 条に基づき研修の実施及び報告書・誓約書（第 2 号様式）を提出すること。

12 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

本契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

13 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または情報を第三者に漏えいすることを禁止する。

14 業務進行上の注意

- (1) 本業務の作業方法及び進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務の進捗管理等において、必要に応じて適宜打合せを行うこと。
- (4) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (5) 本業務説明資料に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と協議の上、指示に従うこと。
- (6) トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。
- (7) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (8) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。